

災害時の物流に係る協力に関する協定の締結について

本市は、大規模災害に備え、日本通運株式会社千葉支店及びヤマト運輸株式会社千葉主管支店との間に、災害時における物流（物資の輸送を含む。）に係る協力に関する協定を締結しましたので、お知らせします。

1 趣旨

首都直下地震等による大規模災害時に、大量に送り届けられる救援物資の荷捌き及び保管並びに輸送を円滑に実施するため、民間物流事業者と協定を締結するもの。

2 協定内容と協定締結日（※詳細については、別紙「協定書」参照）

（1）日本通運株式会社千葉支店との協定（平成29年3月31日）

ア 人員の派遣

物資の荷捌き及び保管等を円滑に実施するため、物資集積場所を開設した市施設及び災害対策本部に、必要に応じて人員を派遣していただきます。

イ 荷役資機材の提供

物資集積場所において、物資の荷捌きを円滑に実施するため、フォークリフト等の資機材を提供していただきます。

ウ 物資集積場所の提供

市施設に開設する物資集積場所のスペースが不足したときなど、救援物資等の一時的な集積場所として、物流ターミナル施設（習志野市茜浜）を提供していただきます。

エ 救援物資等の輸送（物資の積み下ろしを含む）

市の備蓄倉庫から、備蓄物資を避難所等に輸送していただきます。また、市の設置する物資集積場所から、救援物資を避難所等に輸送していただきます。

（2）ヤマト運輸株式会社千葉主管支店との協定（平成29年4月3日）

救援物資等の輸送（物資の積み下ろしを含む）

市の備蓄倉庫から、備蓄物資を避難所等に輸送していただきます。また、市の設置する物資集積場所から、救援物資を避難所等に輸送していただきます。

3 その他

（1）日本通運株式会社との災害時の物流に係る協力に関する協定は、県内の市町村では初めてとなります。また、政令市では8市目となります。

（2）ヤマト運輸株式会社との災害時における物資の輸送に係る協力に関する協定は、県内の市町村では初めてとなります。また、政令市では2市目となります。